

仙台市 市民協働事業提案制度

募集要項（自由提案型・テーマ設定型）

令和2年度 協働事業提案を募集します

地域の課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決に向けて取り組む制度です。団体（市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体）の専門性やネットワークを生かし、市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業提案を募集します。

応募に際しては、「募集説明会」への出席及び「事前相談」が必要となります。

○ 募集事業（詳細は1～2ページをご覧ください）

- (1) 自由提案型：テーマや分野は問いません
- (2) テーマ設定型：「仙台市東部復興道路事業「かさ上げ道路」の利活用について」

○ 募集説明会（詳細は6ページをご覧ください）

仙台市市民活動サポートセンターにおいて、「募集説明会」を下記のとおり開催いたします。

- ① 令和元年7月26日（金） 18時～19時 会場：4階 研修室5
- ② 令和元年8月27日（火） 18時～19時 会場：4階 研修室5

〔お申し込み方法〕

団体名・参加人数・連絡先を記入の上、FAX 又は Eメールにて下記お問い合わせ先「市民協働推進課」までお申し込みください。

○ 事業提案に関する事前相談（詳細は8ページをご覧ください）

事業提案にあたって、事業内容や事業提案書の書き方等に関する相談をお受けいたします。予約が必要ですので、「仙台市市民活動サポートセンター」までお申し込みください。

○ 事業提案書等 提出 締切

令和元年9月17日（火）17時まで

所定の事業提案書等を「市民協働推進課」に直接持参してください（郵送不可）

<お問い合わせ先・事業提案書等の提出先>

仙台市 市民局 協働まちづくり推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:214-8002 / FAX:211-5986 / Eメール: sim004100@city.sendai.jp

<事前相談のお申し込み先> (お申し込みはFAX または Eメール)

仙台市市民活動サポートセンター 仙台市青葉区一番町四丁目1番3号

TEL:212-3010 / FAX:268-4042 / Eメール: sendai@sapo-sen.jp

目 次

1	募集する事業	1
2	対象となる団体（応募資格）	3
3	事業費	4
4	事業提案から事業実施までの流れ	5
5	事業提案の応募方法	6
6	事業提案に際しての留意点	7
7	事業提案に関する事前相談	8
8	事業提案の採択方法	9
9	その他	10
10	Q&A	11

1 募集する事業

仙台市では、地域の課題について、団体（※対象となる団体については3ページをご覧ください）からの提案をもとに、市との協働で解決に向けて取り組むことを目的として、仙台市市民協働事業提案制度を設けております。

【基礎要件】

当制度で募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの

また、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

(1) 自由提案型

① 募集する事業について

テーマや分野は問いませんが基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。

② 事業期間について

事業期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

ただし、翌年度（令和3年度）一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の提案をいただき、審査を受ける必要があります。

(2) テーマ設定型

① 募集する事業について

市で設定するテーマや実施にあたっての基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。

「仙台市東部復興道路事業「かさ上げ道路」の利活用について」

仙台東部エリアでは、津波に対する多重防御施設として、防潮堤・防災林・堤防機能に道路の機能を付加したかさ上げ道路などによる津波対策事業に取り組んでいます。また、本市は、第3回国連防災世界会議の成果文書「仙台防災枠組」の採択都市として、震災の経験と教訓を未来と世界に伝え、世界の防災と減災の推進に貢献していくことを掲げております。

しかしながら、かさ上げ道路の供用後は道路を通行することが主となり、多重防御の考え方など防災に対する意識が薄れていくことが考えられます。また、行政としても適切な維持管理（除草等のメンテナンス）が課題となります。

そこで、かさ上げ道路の意義を後世に長く残していくための、法面等を含めた道路空間の利活用の提案を募集します。

中長期的な取り組みも視野に入れながら、道路空間利活用を市と市民や関係団体が連携して行える企画の提案及び実施をお待ちしています。

※設定テーマに関するお問い合わせは、

建設局道路部南道路建設課<TEL：214-8408>まで

② 事業期間について

事業期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

2 対象となる団体（応募資格）

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 原則として、1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に行っていること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納のないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

3 事業費

(1) 経費負担

① 負担割合等

採択事業の経費については、提案団体と市が双方で負担することとし、市の負担額は、予算の範囲内で、全体事業費の10分の9以内とし、1事業あたり300万円を限度とします。

＜参考＞令和元年度は、自由提案型2事業、テーマ設定型1事業を新規採択し、1事業あたり、約150～300万円の予算措置を行いました。

② 労力換算額の算入

提案団体の負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を提案団体の労力換算額として算入することができます。

例) 全体事業費200万円の場合

提案団体の負担額は20万円以上必要。自己資金が10万円のみの場合、無償の労力をその実態に応じ10万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです（1人1時間あたり500円として換算します）。

(2) 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込2万円未満の物品等に限りです）
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など

(3) 対象とならない経費

提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品（税込2万円以上の物品）の購入費、団体内部の打合せでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費

4 事業提案から事業実施までの流れ



<事業実施以降の流れ>

- ・協定締結（令和2年4月）：令和2年度予算発効後、市と採択候補団体が協定を締結します。協定内容に基づき、市から事業実施負担金が支払われます。
- ・事業実施（令和2年4月～）：事業実施にあたっては、団体と市担当課が互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。
- ・中間報告（令和2年11月頃）：事業実施状況等について、中間期に団体から一般公開による報告を行います。
- ・事業報告・評価（令和3年6月頃）：事業実施後は、報告書等を作成します。それをもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・市ともに振り返り、評価を行います。

5 事業提案の応募方法

(1) 募集説明会への参加（応募に際しては、説明会への参加が必要となります）

① ②いずれかご都合の良い日に募集説明会へ参加してください。

・日時：①令和元年7月26日（金） 18時～19時

②令和元年8月27日（火） 18時～19時

・会場：仙台市市民活動サポートセンター 4階 研修室5
（仙台市青葉区一番町四丁目1番3号）

・申込方法：団体名・参加人数・連絡先を記入の上、FAX又はEメールにて
市民協働推進課までお申し込みください。

※やむを得ない事情により募集説明会に参加できない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。

(2) 事業提案書等の提出

以下の提出書類を市民協働推進課まで直接持参してください（郵送不可）。

<提出書類>

- ・事業提案書（第1号様式）
- ・団体概要書（第2号様式）
- ・事業収支予算書（第3号様式）
- ・提案する団体に関する次の書類
 - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
 - ・役員名簿及び会員名簿
 - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
 - ・市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は
市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・誓約書（第5号様式）

※各様式は募集説明会にて配布します。また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/sedo/index.html>

<提出締切> 令和元年9月17日（火）17時（必着）

<受付時間> 9時～17時（土・日・祝日は除く）

6 事業提案に際しての留意点

課題の把握を的確に行うとともに、事業目的を明確に設定し、課題解決が見込まれる事業内容となるように注意してください。また、協働を想定する市の担当課に対して期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。

特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、日頃の活動・アンケート調査等で把握しているニーズや市政情報等から得られる情報に基づいて、具体的に記入してください。（詳しくは事業提案書（第1号様式）記載例をご覧ください）

市の施策の方向性や概要は「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」「仙台市実施計画」を参照してください。

※参考「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画」へのリンク

<https://www.city.sendai.jp/machizukuri-kakuka/shise/zaise/kekaku/sogo/index.html>

テーマ設定型の事業提案に際しては、下記の計画等も参考にしてください。

※参考「仙台市都市計画マスタープラン」

<https://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshikekaku/aramashi/hoshin.html>

※参考「仙台市震災復興計画」

<https://www.city.sendai.jp/shinsaifukko/shise/daishinsai/fukko/kanren/documents/shinsaifukkokeikaku.pdf>

※参考「みどりの基本計画」

https://www.city.sendai.jp/hyakunen-chose/kurashi/shizen/midori/midori/kekaku/documents/midori-gaiyo_5.pdf

※参考「仙台市街路樹マニュアル」

<https://www.city.sendai.jp/shisetsukanri/kurashi/shizen/midori/mesho/documents/2.pdf>

※参考「仙台市道路管理に関する条例」

https://www.city.sendai.jp/dorokanri-kanri/jigyosha/taisaku/kotsu/doro/documents/20161212_dorokanrijourei.pdf

7 事業提案に関する事前相談

(1) 事業提案に関する相談（応募に際しては、事前相談が必要となります）

提案にあたっては、仙台市市民活動サポートセンター（サポセン）にて事業提案に関する相談をお受けいたします。サポセンスタッフと市民協働推進課（テーマ設定型については、南道路建設課）の職員が相談を受け付けます。事業の概要がまとまり次第、必ずご相談ください。

(2) サポセンでの事前相談申し込み

事前相談の内容・申し込み方法等については以下のとおりです。

○相談内容：事業内容への助言、相談・調査先となる担当部署の紹介など

○相談日時：各1時間程度（○は受付日時）

時間帯/日付	8/2	8/3	8/5	8/6	8/7	8/8	8/25	8/30	9/2
曜日	金	土	月	火	水	木	日	金	月
午前（10時～12時）	○	○	○	○	○	○	○	○	
午後（14時～16時）	○	○	○		○	○	○		
夜間（18時～20時）	○	○	○		○	○		○	○

○相談場所：仙台市市民活動サポートセンター
（仙台市青葉区一番町四丁目1番3号）

○申込方法：「相談予約票」を相談希望日の2日前までにFAXまたはEメールにてご提出ください。（土日をご希望の場合は3日前まで）

※「相談予約票」は仙台市ホームページからダウンロードできます。

また、募集説明会でも配布します。

※9月2日以降に事前相談をご希望の方は、お早めに市民協働推進課までお問い合わせください。

事前相談のお申し込み先

【仙台市市民活動サポートセンターあて】

FAXの場合：268-4042

メールの場合：sendai@sapo-sen.jp

8 事業提案の採択方法

(1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

※ 市民協働事業提案制度検討会

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員等で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

(2) 事業採択基準

一次審査、最終審査ともに、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

(3) 採択予定事業数

自由提案型 : 予算の範囲内とします

テーマ設定型 : 予算の範囲内で、1事業とします

(4) その他

事業内容の詳細や事業期間、事業費については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、提案団体と協働を担当する課等が協議し、調整を行う場合があります。

9 その他

(1) 実施報告及び事業費の精算

事業終了後に以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに事業費を確定し、精算を行います。

＜提出書類＞

- ・ 事業実施報告書（第6号様式）
- ・ 事業概要書（第7号様式）
- ・ 収支決算書（第8号様式）
- ・ 対象経費支出に関する領収書の写し

事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

(2) 事業費の支出について

本来は、事業がすべて完了した後でなければ、負担金の支払いを請求することができませんが、事業の性格上、事業完了前に支払わなければならない経費（例えば、会場使用料など）については、市と協議のうえ、事業完了前に当該経費分の負担金について支払いを請求することができます。

この場合、事業終了後の精算手続きにより、市へ返金する場合があります。

※本制度に関する詳細は、仙台市市民協働事業提案制度実施要綱をご覧ください。
(仙台市ホームページをご参照ください)

10 Q&A

募集事業について

Q1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A1 事業の実現性などの点から1団体1提案とします。

Q2 基礎要件を満たしていれば、団体が地域課題把握を目的とする「調査」も募集対象となるのか。

A2 基礎要件を満たした上で、事業効果を高めるために必要な地域課題の検証、調査を行うものであれば対象となります。(調査・検証のみの提案は不可)。

対象となる団体について

Q3 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A3 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q4 個人での提案はできないのか。

A4 市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行うには一定規模の組織体制が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q5 複数の団体が連携して組織した団体(連携団体)として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。

A5 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する団体が1年以上継続して活動しているのであれば、連携団体の活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

事前相談について

Q 6 市民活動サポートセンターへの相談は、事業提案書の提出前に行くのか。その際は団体が申し込みを行うのか。

A 6 市民活動サポートセンターへの相談は事業提案書の提出前に行います。提案内容をより具体的で実現性の高いものとするために事前相談を必須としております。団体から市民活動サポートセンターに事前に申し込みをしてください。

事業費等について

Q 7 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A 7 自己資金が少ない(事業総額の1/10に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q 8 「無償の労力の労力換算額」を1時間あたり500円とするのはなぜか。

A 8 本制度では、事業費の10分の1以上の団体負担額が必要ですが、自己資金のほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1人1時間当たり500円と換算して団体負担額に算入することができます。無償で提供された労力がいくらに相当するかは事業や活動の内容に応じて異なること、労働とはならない労力提供に対して謝礼を支払う慣行もあること、他都市における同様の制度などを考慮し、上記の換算額とみなしています。

また、事業の人件費についてですが、1人1時間当たり500円としなければならないという趣旨ではなく、雇用契約を締結して賃金を支払い、または、ボランティアスタッフに謝金等を実際に支払うのであれば、その額を事業費(支出)の中に計上していただくこととなります。

なお、この労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される労働ではない活動を対象にしており、最低賃金の考え方とは関係がありません。

Q 9 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A 9 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、市の他の助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

Q 10 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A 10 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q 1 1 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するというのか。

A 1 1 原則として、一度事業費をお支払いし、事業終了後に精算、未使用分および事業経費として認められない分は戻入していただきます。

Q 1 2 事業は4月からのスタートを想定しているが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A 1 2 支出経費は事業期間内（事業対象年度）に、実施・支払いが行われるものに限って計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q 1 3 収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A 1 3 自己資金として事業費に充てていただいてもかまいません。ただし、支出合計額を収入合計額が上回り、収益となった場合は、団体と市の負担金額の割合に応じて精算に向けて協議していくことになります。また、本事業に対する寄付があった場合も同様です。詳細につきましてはご相談ください。

その他

Q 1 4 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A 1 4 事業実施にあたって、締結する協定において、成果物の帰属について規定し、必要に応じて細部について協議していくことになります。

Q 1 5 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。

A 1 5 「地域」の範囲は行う事業によって異なります。【仙台市】全域を対象とする事業であれば「地域」は【仙台市】となりますし、各区や各町内会を対象とする事業であれば「地域」は各区や各町内会となります。

テーマ設定型について

Q 1 6 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 1 6 以下のような事業例を想定していますが、事業例以外のものであっても設定したテーマに資する内容であれば応募対象となります。

例① かさ上げ道路から見下ろす田んぼアート制作を通じたかさ上げ道路への来訪者に対し、かさ上げ道路の意義を周知

例② 法面の芝（雑草）を活用した事業展開（アート制作、草食動物への飼料化、草食動物を活用したたい肥化など）

例③ かさ上げ道路用地空間（Q 1 7を参照）の利活用イベント等の提案と実践

Q 17 かさ上げ道路用地空間について利活用できる部分はどのようになるか。

A 17 かさ上げ道路のうち下記の部分を想定しています。

- ① かさ上げ道路の法面
- ② かさ上げ道路に隣接した未利用地

※かさ上げ道路本線車道内の利用はできません。ただし、側道・現道部の利用は事業内容によっては、安全性が確保できることを条件に利用できる可能性があります。（事前の協議が必要となります。）

かさ上げ道路 利活用部分想定イメージ

